

大沢野地区自治振興会会則

第1章 総則

(名称及び会員)

第1条 本会は、大沢野地区自治振興会（以下「振興会」という。）と称し、大沢野地区に住所を有する者を会員とする。

(目的)

第2条 振興会は、大沢野地区住民の福祉増進及び文化の向上並びに住民相互の親睦と自治振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 振興会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域振興の推進に関する事。
- (2) 教育文化の向上及び福祉の増進に関する事。
- (3) 各種団体の育成及び相互協力に関する事。
- (4) その他振興会の目的達成に必要な事業に関する事。

(事務所)

第4条 振興会の事務所は、富山市立大沢野公民館（以下「公民館」という。）内に置く。

第2章 組織

(役員)

第5条 振興会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 代議員 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、次のとおり選出する。

- (1) 会長、副会長及び監事は、会員の中から理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 理事は、別表1の自治会長の職にある者をもって充てる。
- (3) 代議員は、別表2の町内会長をもって充てる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了後も、後任者の選出されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 充て職にある者の任期は、その在職期間とし、後任者は前任者の期間を引き継ぎその残任期間とする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、振興会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務の処理にあたる。
- (4) 代議員は、議決機関である総会において会員を代表し、決議に関わる。
- (5) 監事は、振興会の経理業務執行の状況を監査し、定時総会において監査の結果を報告する。

(顧問及び相談役)

第9条 振興会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を経て、会長が委嘱し、次の総会に報告する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第3章 総会

(総会)

第10条 振興会の総会は、定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は、会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。
- 3 臨時総会は、次の場合に開催し、会長が招集する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 役員過半数の要求があったとき。
- 4 総会の議長は、理事の中から会長の指名する者が務める。

(定時総会の議決事項)

第11条 定時総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画、予算の議決及び決算の承認に関する事項
- (2) 役員選出に関する事項
- (3) 会則に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(総会の議事の成立)

第12条 総会は、委任状を含む役員の過半数以上の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 理事会

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

2 理事会は、会長が招集し、議長となる。

(理事会の審議事項)

第14条 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 総会において委任された事項
- (3) 緊急を要する事項
- (4) 事業計画に基づく事業の執行計画に関する事項
- (5) その他、振興会の会務の執行に関する事項

(理事会の議事の成立)

第15条 理事会は、過半数以上の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 財務

(会計年度)

第16条 振興会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第17条 振興会の経費は、各町内会の負担金、市の助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(財産の管理)

第18条 振興会の財産は、会長が責任を持ち公民館において保管する。

2 会長は、毎会計年度における振興会の資産及び負債を明らかにしなければならない。

(予算及び決算)

第19条 会長は、定時総会に予算及び事業計画を提出して、その議決を求めなければならない。また、決算は、毎会計年度終了後、1ヶ月以内に作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 その他

(専決処分)

第20条 会長は、理事会を招集するいとまがないと認める緊急事項が発生したときは、専決することができる。

2 前項の規定により専決した処分については、理事会に報告してその承認を求めるものとする。

(事務局の設置)

第21条 振興会の事務を処理するため、事務局を公民館内に設ける。

(細則)

第22条 この会則に定めるもののほか、振興会の運営に必要な事項は、理事会に諮り定めるものとする。

附 則

本会則は、平成19年4月22日から施行する。

本会則は、平成24年4月22日から施行する。

本会則は、平成29年4月23日から施行する。

別表1（自治振興会の理事となる自治会長）

牛ヶ増自治会長	幸町自治会長	南花園町自治会長
笹津自治会長	稲代自治会長	西塩野自治会長
春日長走自治会長	八木山自治会長	加納自治会長
下夕林自治会長	上大久保自治会長	岩木自治会長
西大沢自治会長	長附自治会長	岩木新町内会総代
高内自治会長	上二杉自治会長	

別表2（自治振興会の代議員となる町内会長）

笹津1区区長	西大沢2区区長	八木山2区区長	長附2区区長
笹津2区区長	西大沢3区区長	八木山3区区長	長附3区区長
笹津3区区長	高内1区区長	上大久保1区区長	長附4区区長
笹津4区区長	高内2区区長	上大久保2区区長	長附5区区長
笹津5区区長	カーボン2区区長	上大久保3区区長	長附6区区長
笹津6区区長	幸町1区区長	上大久保4区区長	長附7区区長
笹津7区区長	幸町2区区長	上大久保栄町区長	上二杉1区区長
春日長走区長	稲代1区区長	上大久保北新町区長	上二杉2区区長
下夕林区長	稲代2区区長	上大久保東新町区長	上二杉3区区長
西大沢1区区長	八木山1区区長	長附1区区長	

大沢野地区自治振興会内規

大沢野地区自治振興会会則第22条の規定に基づき、次のとおり内規を定める。

1 会則第5条の役員中「会長」の選出にあたっては、自治会長による役員選考委員会を設置し、理事会に推薦する会長を選考するものとする。

(1) 委員の定数は、6名とする。

(2) 委員の選出は、副会長を含め南部地区より3名、北部地区より3名の委員を選出し、その中から委員長を互選する。

2 会則第5条の役員中「副会長及び監事」の選出については、概ね次のとおり選出するものとする。ただし、自治会選出役員については、別紙によるものとする。

副会長……自治会長（会長代行、総務担当）

副会長……自治会長（会計担当）

監 事……自治会長

3 役員費用弁償を次のとおりとする。

(1) 会長は、年額100,000円

(2) 副会長は、年額20,000円

本内規は、平成19年4月22日より施行する。

平成20年4月17日一部改正

平成21年1月28日一部改正

平成23年3月11日一部改正

平成26年2月13日一部改正

平成28年5月25日一部改正

平成29年3月21日一部改正

別紙（内規2）

自治会長から選出する「副会長及び監事」については、次のとおりとする。

1. 大沢野地区の自治会を南部・北部に分け、下記表を参考に南部・北部それぞれで協議のうえ副会長及び監事を選出する。

尚、20世帯未満の自治会については、近隣自治会と統合して選出する。

南部・・・牛ヶ増・笹津、春日長走、下夕林、西大沢、高内、幸町、稲代、八木山

北部・・・上大久保、長附、南花園町、上二杉、西塩野、加納、岩木・岩木新

2. 会長代行の副会長については、2年目の自治会長から選出するよう配慮する。

【参 考】

	副会長		監 事	
	南部	北部	南部	北部
平成26年度	笹津・牛ヶ増	南花園町	春日長走	上大久保
平成27年度	笹津・牛ヶ増	上大久保	春日長走	長附
平成28年度	春日長走	上大久保	下夕林	長附
平成29年度	春日長走	長附	下夕林	南花園町
平成30年度	下夕林	長附	西大沢	南花園町
平成31年度	下夕林	南花園町	西大沢	上二杉
令和2年度	西大沢	南花園町	高内	上二杉
令和3年度	西大沢	上二杉	高内	加納
令和4年度	高内	上二杉	幸町	加納
令和5年度	高内	加納	幸町	西塩野
令和6年度	幸町	加納	稲代	西塩野
令和7年度	幸町	西塩野	稲代	岩木・岩木新
令和8年度	稲代	西塩野	八木山	岩木・岩木新
令和9年度	稲代	岩木・岩木新	八木山	上大久保
令和10年度	八木山	岩木・岩木新	笹津・牛ヶ増	上大久保
令和11年度	八木山	上大久保	笹津・牛ヶ増	長附

大沢野地区自治振興会慶弔規程

- 1 本会の会長、副会長、理事、監事、相談役の場合
 - (1) 1か月以上入院療養中であるとき、10,000 円の見舞金もしくは相当額の見舞品を贈る。
 - (2) 死亡されたときは、会長は弔問に参詣し、10,000 円の香料もしくは相当額の弔花を供える。
また、その配偶者が死亡されたときは、同様とする。
- 2 本会の代議員の場合
 - (1) 死亡されたときは、香料 10,000 円もしくは相当額の供物を贈る。
- 3 前1～2に定めるもののほか本会に関係の深い者が死亡された場合、会長が特に必要と認めるときは、正副会長会議に諮り香料 10,000 円もしくは相当額の供物を贈ることができる。
- 4 事務局職員の場合は、前1に準ずる。
- 5 特別慶弔の場合は、全体理事会に諮り決定する。

附 則

この規程は、平成24年3月9日から施行する。

大沢野地区振興事業助成金交付要項 (活性化事業助成金)

1. 事業趣旨

大沢野地区自治振興会は、地区内の各自治会が住民と共に安全・安心なそして明るく活気と賑わいに充ちた地区を作るため、活性化につながる事業を支援し、地区の活性化を目指すものとする。

2. 事業内容

地区住民の誰もが参加でき、安全・安心のもと活気と賑わいをもたらす事業について、大沢野地区自治振興会が後援となるようにすること。

- (1) 自然、伝統文化等地区の特性を再認識し、伝承活動や賑わいづくりを目指すもの。
- (2) 地区を明るく活気のある安全・安心な町づくりを目指すもの。
- (3) 従来の自治会活動を除く、新たなレクリエーション祭・ふれあい祭納涼祭等を通して住民が楽しく交流することによって活気と賑わいをもたらす事業を目指すもの。
- (4) 住民総出で『物づくり』を行い、交流や活気そして賑わいをもたらす事業を目指すもの。

3. 助成対象経費

助成対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 賃借料
- (2) 印刷、広告、宣伝費
- (3) 通信、運搬費
- (4) 謝礼(ただし、主催者構成員への謝礼は対象外とする。)
- (5) 使用料・手数料
- (6) 備品の修繕及び購入費(ただし、事業に適していないとみなされるものは対象外とする。)

4. 助成金の交付

1自治会を交付の単位とし、交付回数は年間1回として事業費の1/2を交付、参加人数・事業費規模を勘案し、助成金の限度額を50,000円とする。ただし、助成金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、他自治会と合同で開催する事業は1事業とする。また、交付の公平化を図るため当該年度で交付された自治会は、翌年度の交付対象としないものとする。

ただし、特別な事由がある場合は、執行部で協議するものとする。

5. 交付手続

助成を受けようとする自治会は、事業開始の1ヶ月前までに以下の書類、大沢野地区振興事業助成金交付申請書（様式1）、大沢野地区振興事業助成金・地区活性化事業計画書（様式2）及び請求書兼振込依頼書（様式3）を提出すること。

また、事業終了後は、1ヶ月以内に大沢野地区振興事業助成金実績報告書（様式4）、大沢野地区振興事業助成金・地区活性化事業実績書（様式5）を大沢野地区自治振興会事務局へ提出すること。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

大沢野地区自主防災組織化推進助成金交付要項

1. 趣旨

大沢野地区自治振興会では、自主防災組織の結成を促進するため、自主防災組織を結成した自治会に対し、助成金を交付するものとする。

2. 交付期間

平成24年度以降当分の間とする。

但し、平成23年度以前に自主防災組織を結成した場合も、交付の対象とする。

3. 交付金額

1 自主防災組織を交付の単位とし、当該自治会に交付する。

・平成24年度までに結成した場合は、60,000円

・平成25年度以降に結成した場合は、50,000円

4. 交付申請手続（提出書類）

①大沢野地区自主防災組織化推進助成金交付申請書

②振込依頼書

③自主防災組織結成届

④規約

⑤役員名簿

} 市へ提出したもの（自主防災組織ごと）

自主防災組織の結成日がそれぞれ異なる場合は、2月末に一括して申請すること。

5. 助成金の使途

防災資機材の整備、防災訓練、役員会開催費等に使用することとするが、特に報告の必要はなしとする。

附 則

この要項は、平成24年4月18日から施行する。

この要項は、平成26年4月 1日から施行する。

大沢野地区スポーツ大会等激励費支給規定

大沢野地区自治振興会

(趣旨)

第1条 この規定は、大沢野地区住民のうちスポーツ大会等で世界大会に出場する選手等に対し、その榮譽を称えるために支給する激励費について、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象となる大会)

第2条 激励費を支給する対象となる大会は次に掲げるものとする。

- (1) 国際スポーツ大会
- (2) その他大沢野地区自治振興会長（以下、「会長」という。）が特に必要と認める大会

(支給の額)

第3条 会長は、選手等に対して、別表に定める額を支給する。ただし、会長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(支給の方法)

第4条 激励費は、大沢野地区自治振興会一般会計より支出し、会長が本人に渡す。

(庶務)

第5条 この規定に関する庶務は、大沢野公民館において処理するものとする。

附 則

この規定は、平成29年12月8日から施行する。

別表（第2条・第3条関係）

区 分		激励費の額（1人につき）
オリンピック競技大会		20,000円
アジア競技大会		10,000円
世界選手権大会		10,000円
ユニバーシアード競技大会		10,000円
その他の国際 スポーツ大会	国外で開催されるもの	10,000円
	国内で開催されるもの	5,000円

大沢野地区防犯カメラ設置事業助成金交付要項

1. 事業趣旨

大沢野地区自治振興会は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため自治会や町内会が主体となった防犯カメラ設置事業に対し、助成金を交付するものとする。

2. 事業内容

自治会や町内会が富山県警察本部の実施する防犯カメラレンタル事業を利用し、事業終了後に防犯カメラ等を買取る場合、自治振興会が買取り費用の一部を助成する。

3. 交付条件

助成金の交付条件として、「富山市防犯カメラ設置事業補助金」の交付を受けた自治会や町内会とする。

富山市の交付条件（設置場所・設備仕様・管理運用等）を満たしていること。

4. 交付金額

交付する助成金は、防犯カメラ1基につき30,000円とする。

なお、交付の公平化を図るため、当該年度における助成金は1町内会に1基分とし、自治会に対して交付する。

5. 交付申請手続

助成を受けようとする自治会は、次の書類を自治振興会事務局に提出する。

同一自治会で複数の町内会が設置した場合は、自治会でまとめる。

- ① 大沢野地区防犯カメラ設置事業助成金交付申請書
- ② 振込依頼書
- ③ 富山市防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けた資料一式（写）
- ④ 防犯カメラ設置箇所地図（住宅地図）・写真

6. 助成金の財源

助成金の財源は、特別会計『1地区振興事業費』の『(3) その他事業費』から支出する。年間予算は、5基分150,000円とする。

7. その他

本要項に定めるもののほか必要な事項は、理事会で協議するものとする。

附 則

この要項は、令和5年7月25日から施行する。